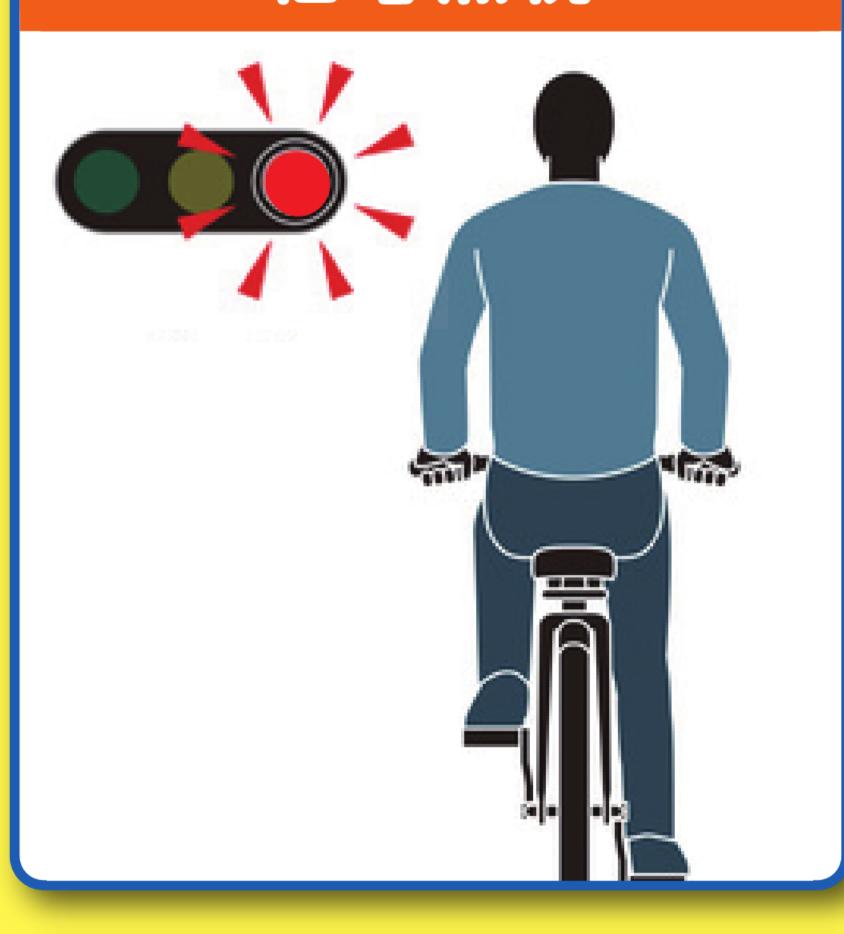
自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視



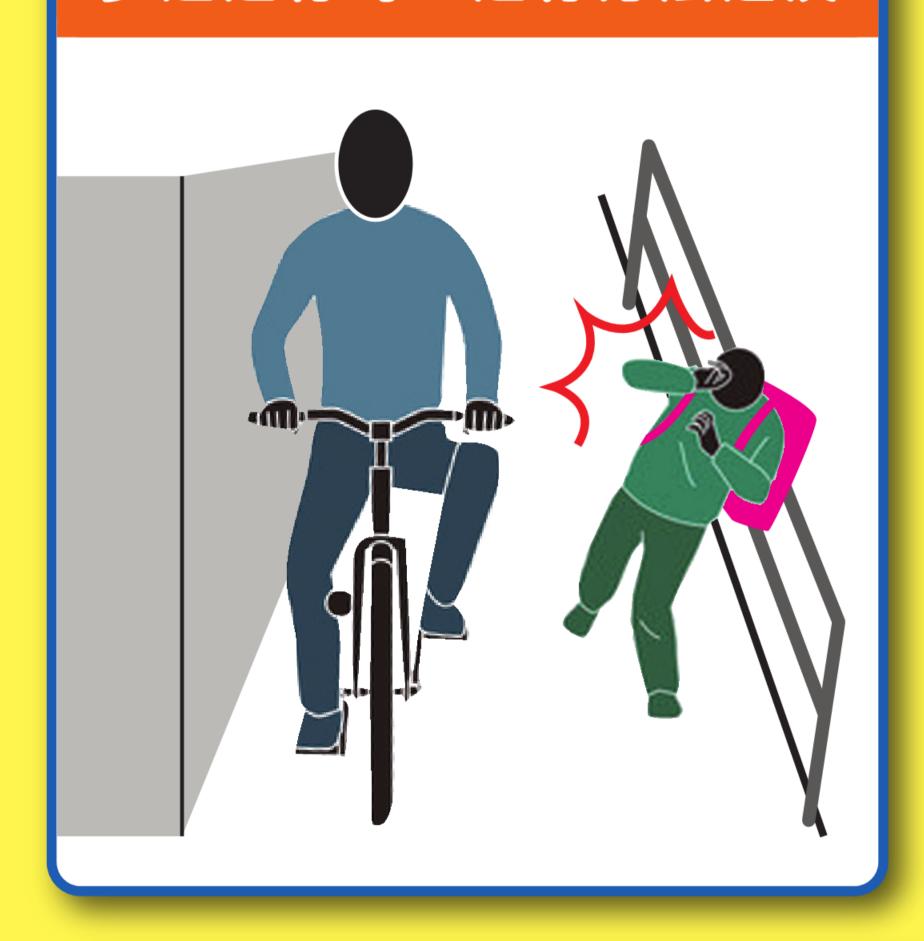
遮断踏切立入り



指定場所一時不停止等



歩道通行時の通行方法違反



制動装置(ブレーキ)不良自転車運転



酒酔い運転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 妨害運転(交通の危険のおそれ・著しい交通の危険)
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合 …5万円以下の罰金

- 自転車運転者が危険行為を繰り返す
 - ●3年以内に2回以上
- 交都自

交通の危険を防止するため、 都道府県公安委員会が 自転車運転者に講習を 受けるように命令

3

講習の受講

- ●講習時間:3時間
- ●講習手数料: 6,000円 (標準額)

徳島県 自転車 安全利用 五則

- 1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 5. 自転車乗車時はヘルメットを着用
- 2. 車道は左側を通行
- 4. 安全ルールを守る
 - ●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ●夜間はライトを点灯
- ●交差点での信号遵守と一時停止·安全確認
- 頭部を保護するために、すべての年齢層でヘルメットを着用しましょう
- 自転車を安全に使うために、定期的に点検・整備を行いましょう
- 事故に備えて自転車損害賠償責任保険に加入しましょう